

港区自転車交通環境整備計画（素案）について

1 計画策定の目的（P2）

区は、これまで、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づき、港区自転車等総合基本計画（平成20年3月）を策定し、自転車の適正な利用のあり方や走行環境の整備など、自転車に関して総合的な対策を検討し、放置自転車対策や自転車走行ルールの徹底、マナーの向上などの課題に取り組んできました。

計画策定以降、平成29年には、自転車の活用による環境負荷の低減や災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の活用推進を目的とする「自転車活用推進法」が施行されました。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新たな生活様式が定着する中で、自転車は身近で簡単な交通手段の一つとして利用されるとともに、温暖化排出ガスを出さず、クリーンな乗り物としてゼロカーボンシティの実現に貢献することや、日々の健康増進にも役立つことから、利用者が増加しており、誰もが安全で安心して利用できる自転車交通を支える環境づくりが求められています。

港区自転車交通環境整備計画は、これまでの課題である自転車ルールの徹底やマナーの向上などへの対策に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新しい生活様式に対応するとともに、環境や健康増進、観光振興など、様々な場面において、「快適に・便利に・安全に」自転車が活用できるまちの実現を目指します。

2 自転車交通環境整備計画について

(1) 基本理念（P32）

自転車の活用に関する課題を検証すると、区民や来街者の自転車利用や安全遵守といった意識の不足に関する課題と、走行空間や駐輪環境など基盤の不足に関する課題があげられます。

それらの課題を解決し、誰もが自転車を利用できるよう、以下のとおり本計画の基本理念を設定します。

<基本理念>

日常生活にも、余暇の楽しみにも、快適に、便利に、安全に自転車を利用できる環境づくり

(2) 基本方針（P32～P33）

基本理念の実現に向け、今後対応すべき課題を踏まえ、ソフト面である自転車活用の「意識」づくりと、ハード面である自転車活用を支える「環境」づくりを事業分野と位置付け、以下の基本方針を設定し、取組を進めます。

<基本方針>

事業分野1 自転車活用の「意識」づくり	
基本方針1 積極活用の意識	自転車を取り巻く環境の変化に見合う積極的な活用意識を育てる
基本方針2 ルール・マナー遵守の意識	正しいルール・マナーを知り、守るための安全な意識を育てる
事業分野2 自転車活用を支える「環境」づくり	
基本方針3 駐輪環境づくり	放置することなく駐輪したい場所に止められる駐輪環境をつくる
基本方針4 自転車シェアリング環境づくり	どこでも自転車が使えるようシェアリング環境を整える

(3) 具体の施策及び早期実現事業 (P32~P43)

4つの基本方針を実現するため15の具体的施策を掲げ、自転車が活用できる環境づくりを推進します。また、具体の施策のうち、令和4年度中に早期実施する事業として、以下の取組を実施します。

<重点的に実施する具体の施策>

施策1-3 自転車利用者のニーズに沿った自転車等駐車場便利機能の向上
(P37)

○子育て世帯自転車環境改善事業

- ・ 子育て送迎ルート（仮）の整備
- ・ 区営自転車等駐車場における子育てサポート事業の実施

施策2-3 自転車損害賠償保険の加入促進 (P39)

○子どもの自転車損害賠償保険加入促進事業

- ・ ヘルメットを購入し、かつ、自転車損害賠償保険（区民交通傷害保険など）に加入した子ども（13歳未満）への助成

施策3-2 民間連携による自転車等駐車場確保の推進 (P41)

○民設民営自転車等駐車場協働の取組

- ・ 民設民営自転車等駐車場の活用と放置禁止区域の設定

施策4-1 ビジネス、観光利用に適した計画的ポート配置の推進 (P42)

○民間事業者と連携した全駅自転車サイクルポートの設置

- ・ 民間自転車等駐車場や駅周辺の建物等との連携による全35駅でのポート設置

3 計画期間について (P46)

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10か年とします。

4 検討経過

- 令和3年5月25日 第1回策定委員会
- 令和3年7月16日 第2回策定委員会
- 令和3年9月2日 第3回策定委員会

5 今後のスケジュール（予定）

令和3年12月15日から令和4年1月17日まで

パブリックコメントの実施（1か月間）

令和4年 3月上旬 第4回策定委員会

交通・環境等対策特別委員会へ区民意見募集結果の報告

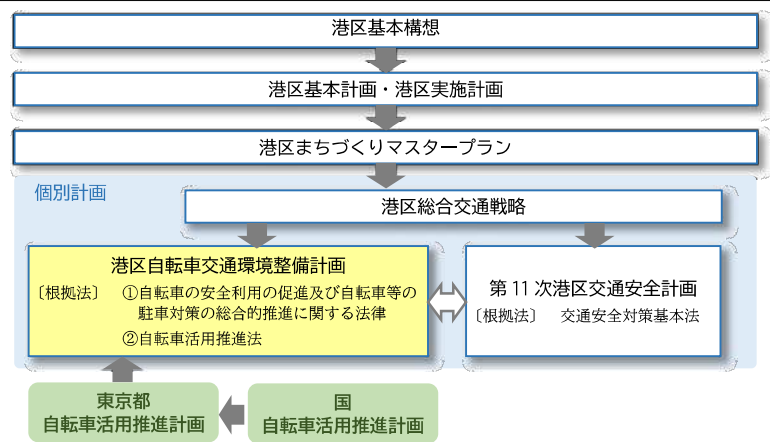
3月中 「港区自転車交通環境整備計画」策定

港区自転車交通環境整備計画（素案）

I 計画策定の目的 P1~P11

- 平成29年の自転車活用推進法の施行を受けて、全国的に自転車活用の動きが活発化する中で、放置自転車や自転車事故の発生など、自転車課題を解消しながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、新たな生活様式の中での自転車の活用のあり方が求められています。
- 本計画は、現行の自転車施策や交通安全施策等の方針を受けつつながら、国や都の自転車活用推進の動きを踏まえ、観光振興など様々な場面で活用しやすいように、自転車走行空間の整備と連動し、自転車等駐車場の整備や自転車シェアリングの推進を計画的に進めることで自転車活用の交通環境を整え、区内での様々な自転車の活用の推進を図ることで、ゼロカーボンシティの実現にも貢献します。

■上位計画・関連計画



■国・都の法制度・計画における位置づけ



II 課題の検証 P13~P29

- 自転車の課題を検証すると、区民や来街者の自転車利用や安全遵守のソフト面である意識の不足による課題と、走行空間や駐輪環境などのハード面である基盤の不足による課題があります。

■自転車の特性の検証結果からの課題

検証に基づく個別の課題	課題
検証1 新たな生活様式での自転車利用の変化	① 減少していた自転車利用は、新しい生活様式により増加の傾向 ② 新型コロナウイルス感染症の影響で自転車利用は一時的に減少したが、次第に回復しつつある状況 ③ 全国的に電動アシスト付き自転車が急速に普及
検証2 新しい自転車利用への対応	④ スポーツ実施率の低い若い世代の利用促進 ⑤ 健康・スポーツ等でのニーズの発掘 ⑥ 観光・レジャーの集積地としての自転車活用推進
検証3 自転車事故の発生特性	⑦ 自転車事故の死傷者数は増加傾向で、全事故の約25%を占める状況 ⑧ 23区の中でも、若い成人世代と幼児の自転車事故が多い ⑨ 高齢者の自転車事故は重大な事故になりやすい ⑩ 区内での全交通事故の7割が来街者による事故の状況
検証4 駐輪問題の発生特性	⑪ 自転車利用の変化にあった区営自転車等駐車場の運用及び施設の改良 ⑫ 環境配慮型施設への転換による効率的な施設管理と付加価値の検討 ⑬ 放置禁止区域の指定のない駅周辺での放置自転車の集中
検証5 自転車シェアリングの利用状況	⑭ 区内の交通手段として浸透した自転車シェアリング事業の継続 ⑮ 駅からの自転車シェアリング利用ニーズに応じたポート配置の充実 ⑯ 自転車シェアリング利用者のルール・マナーの改善
検証6 自転車走行環境の整備状況	⑰ 自転車ネットワーク全112km（うち区道50km）の整備推進 ⑱ 交通安全事業と連動した子育てしやすい環境づくりの実現 ⑲ 路上駐停車、表示の経年劣化など、走行空間の機能を阻害する問題の解消 ⑳ 国、都の自転車通行空間整備計画との連携

■2つの課題と4つの視点

課題① 環境の整備段階に合わせて積極的かつ自転車を安全に活用する「意識」づくりが必要

- 新型コロナウイルス感染症の影響、自転車シェアリング等の浸透、自転車活用推進に関する法制度の整備など、自転車活用の環境が大きく変化する中で、区民の日常利用だけでなく、自転車通勤や業務活用、健康づくりやサイクリング、観光など、新たな場面での【ゼロからプラス】に転じる活用促進を図ることが必要

視点① 自転車を取り巻く環境の変化に見合う積極的な活用意識を育てる

視点② 正しいルール・マナーを知り当たり前に守るための安全な遵守意識を育てる

課題② 自転車を安全・安心・快適に利用できる「環境」づくりが必要

- 今発生している自転車事故、放置自転車、自転車等駐車場や自転車シェアリングのサイクルポートの不足など、安全、快適、便利を妨げるマイナス要因を解消しゼロにするために、自転車走行空間や駐輪環境、自転車シェアリングサービスの充実を図ることが必要

視点③ 放置することなく駐輪したい場所に止められる駐輪環境をつくる

視点④ 住む人、働く人、学ぶ人、訪れる人がどこでも自転車が使えるよう自転車シェアリング環境を整える

視点⑤ 子育て支援など、新たな視点も加えた走行空間をさらに充実する

次期港区自転車利用環境整備方針に反映し実現

「これからの自転車交通環境をつくる」4つの基本方針に位置付け

港区の特性を踏まえた主なターゲット層の利用イメージ

子育て世帯
・子育て施設への送り迎え
・通園後の出勤
・子どものお出かけ …など

ビジネスパーソン
・自転車通勤
・営業周り、打合せ等業務活用 …など

潜在的ニーズ

観光・レジャー
・観光・まちめぐり
・ショッピング …など

健康づくり
・サイクリング、散歩
・サイクリングスポーツ …など

日常生活
・買い物
・通勤、通学、仕事 …など

Ⅲ 計画の全体像 P31～P43

- 前述の課題解決に加え、自転車の交通環境について、快適に、便利に、安全に自転車を利用できるよう、以下のとおり基本理念を設定します。
- 基本理念の実現のため、ソフト面である自転車活用の「意識」づくりと、ハード面である活用を支える「環境」づくりの2つの事業分野ごとに、以下の基本方針を設定し、具体の施策の取組を進めます。
- 子育てや子どもの安全、企業活動や観光振興ですぐに取り組むべき事業を「早期実現事業」と位置付け、自転車を活用するきっかけづくりにつなげます。

基本理念 日常生活にも、余暇の楽しみにも、
快適に、便利に、安全に自転車を利用できる環境づくり

事業分野	基本方針	具体の施策
------	------	-------

事業分野1 自転車活用の「意識」づくり

区民の駅利用や買い物、自転車通学など、これまでの日常の利用の更なる活用の推進に加えて、子育て、自転車通勤、健康づくり、観光利用など、新たな自転車活用を推進します。

一方で、自転車活用シーンの拡大により、歩行者等の安全が確保されるよう、徹底した安全意識の啓発を推進します。

基本方針1 積極活用の意識
自転車を取り巻く環境の変化に見合う積極的な活用意識を育てる

施策名	自転車等駐機場	自転車シェアリング	自転車活用
1-1 「いつもの移動を健康づくりに変える」自転車活用の仕組みづくり	○	○	○
1-2 港区ならではの観光を見つけ育てる自転車活用の推進	○	○	○
1-3 自転車利用者のニーズに沿った自転車等駐機場便利機能の向上	○	○	○
1-4 企業の自転車通勤や業務活用の取組の支援	○	○	○

基本方針2 ルール・マナー遵守の意識
正しいルール・マナーを知り、守るための安全な遵守意識を育てる

施策名	自転車等駐機場	自転車シェアリング	自転車活用
2-1 成長段階に合わせた交通安全啓発の機会づくり	○	○	○
2-2 区外からの通勤者・通学者に対する安全啓発の充実	○	○	○
2-3 自転車損害賠償保険の加入促進	○	○	○
2-4 一目でわかる交通ルールの見える化の推進	○	○	○

早期実現事業

とは…

「早期実現事業」は、子育てしやすい子どもの安全が守られるまち、企業活動や観光でも自転車が選択できるまちになるように、計画策定に合わせて、令和4年度に始める事業であり、すでに一部の取組はスタートしています。

港区に住む人、働く人、学ぶ人、訪れる人が自転車を使うときに抱える問題を解消し、子育てや企業活動などにもっと積極的に自転車を使うきっかけとなるよう、取り組んでいきます。

早期実現事業

子育て世帯自転車環境改善事業

子育てをする保護者が、子どもと一緒に安心して自転車が活用できる環境づくりとサポート体制をつくりまします。

早期実現事業

子どもの自転車損害賠償保険加入促進事業

子どものヘルメット購入と併せ、自転車損害賠償保険の加入促進をはかり子どもと保護者の意識を高めます。また、高齢者対象の事業展開も検討します。

事業分野2 自転車活用を支える「環境」づくり

これまでに推進してきた自転車活用を支える環境づくりを引き継ぎながら、今発生している問題を解消するための整備を段階的に推進します。

公共的な交通手段として定着の進む自転車シェアリングについても、港区の自転車活用を支える環境と位置付け、推進します。

基本方針3 駐輪環境づくり
放置することなく駐輪したい場所に止められる駐輪環境をつくる

施策名	自転車等駐機場	自転車シェアリング	自転車活用
3-1 区営自転車等駐機場の将来需給バランスに応じた整備・活用の推進	○	○	○
3-2 民間連携による自転車等駐機場確保の推進	○	○	○
3-3 環境配慮・健康増進等に資する駐輪環境整備	○	○	○

基本方針4 自転車シェアリング環境づくり
住む人・働く人・学ぶ人・訪れる人が、どこでも自転車が使えるよう自転車シェアリング環境を整える

施策名	自転車等駐機場	自転車シェアリング	自転車活用
4-1 ビジネス、観光利用に適した計画的ポート配置の推進	○	○	○
4-2 公共用地のポート設置の推進	○	○	○
4-3 健康・スポーツ、観光での自転車シェアリング活用推進	○	○	○
4-4 官民連携による民間開発アプリの活用と展開	○	○	○

早期実現事業

民設民営自転車等駐機場協働の取組

民間自転車等駐機場の積極活用に向けた協働の取組の仕組みをつくり、これと連動して放置禁止区域の拡大を図ります。

早期実現事業

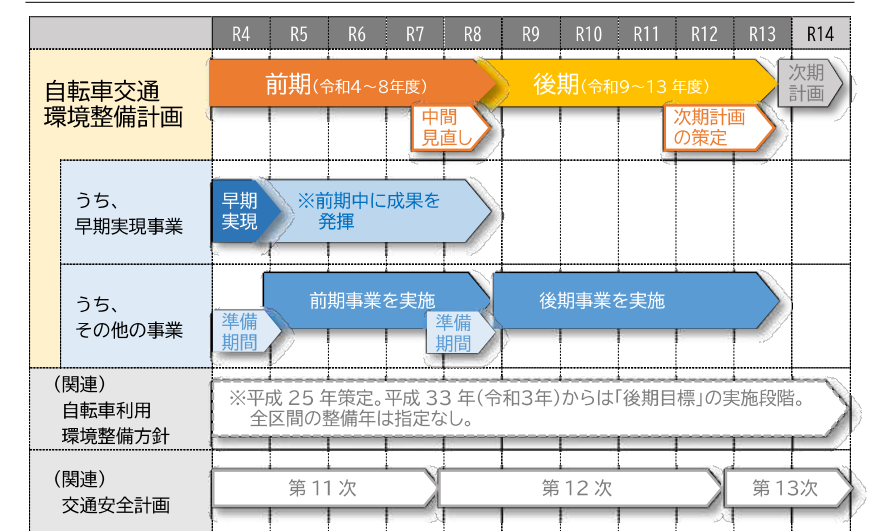
民間事業者と連携した全駅自転車サイクルポートの設置

自転車シェアリングの運営事業者や駅周辺の建物オーナー等と連携し、全駅での自転車サイクルポート設置を進めます。

Ⅳ 着実な事業推進に向けて P45～P56

- 本計画はPDCAサイクルによる着実な計画進捗を基本として、令和4年度から始める「早期実現事業」の展開を皮切りに、前期5年、後期5年で計画を推進します。
- 前期5年終了（令和8年度）時点でフォローアップ調査及び事業評価を行い、後期5年に向けた中間見直しを行います。

■計画の実施期間（スケジュール表）



■早期実現事業の評価指標

早期実現事業	達成目標
①子育て世帯自転車環境改善事業	①子育てサポート機能付き区営自転車等駐機場の施設数 ②子育て送迎ルート（仮称）での連携施設数
②子どもの自転車損害賠償保険加入促進事業	③子どもの損害賠償保険加入者数（制度設計は令和3年度実施）
③民設民営自転車等駐機場協働の取組	④協定による協働駐機場設置数 ⑤協働駐機場設置による放置禁止区域指定・拡大駅数
④民間事業者と連携した全駅自転車サイクルポートの設置	①区内鉄道駅直近ポートの設置駅数

■計画全体の評価指標

		評価指標
快適・便利	利用者視点	①日常的な自転車利用トリップ数の維持（パーソントリップ調査に基づく整理）
		②港区自転車シェアリング利用回数の増加（回転率）
		③放置自転車の減少
		④区営自転車等駐機場の利用満足度の向上
	行政視点	⑤区営自転車等駐機場、民間協働駐機場の収容台数の確保
		⑥自転車サイクルポート設置数の増加
		⑦自転車走行空間の整備延長の増加
安全	⑧自転車事故の死傷者数の減少	
	⑨損害賠償保険加入者数の増加（港区民交通傷害保険加入者で評価）	